

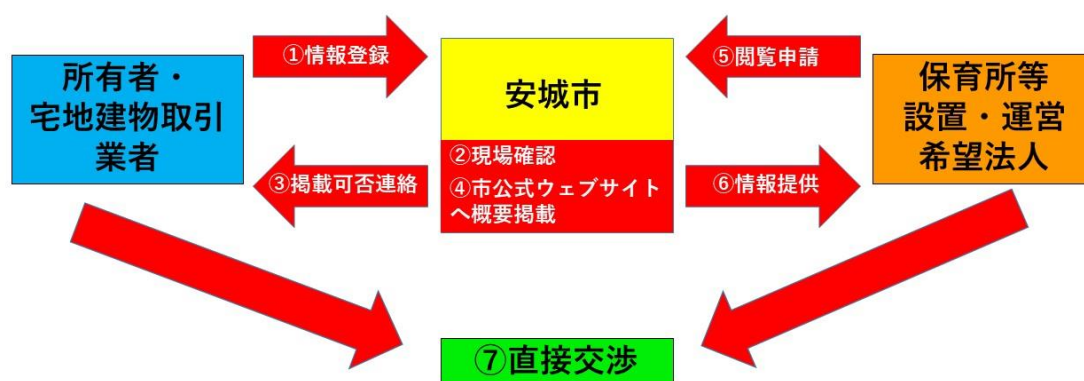
安城市認可保育所等民有地マッチング事業 募集要項

1 目的

安城市内における、認可保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の設置に適した土地の情報を設置希望法人に提供することにより、設置の促進を図ることを目的とします。

2 概要

- (1) 土地所有者又は土地所有者から代理・媒介の依頼を受けた宅地建物取引業者が、保育所等の設置に適した土地の情報を市に提供します（登録申請）。
- (2) 市は、提供のあった情報を確認の上登録し、設置を希望する社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）の閲覧に供します。
- (3) 法人は、希望する土地があれば、情報提供した土地所有者又は宅地建物取引業者と直接交渉します。



3 登録要件

- (1) 土地所有者 次の全ての要件を満たすこと
 - ア 土地を所有し、保育所等を設置・運営することを希望する法人に、これらの土地を譲渡又は貸与することができる個人又は法人であること。
 - イ その他、市長が不適當と認める者でないこと。
- (2) 土地 次の全ての要件を満たすこと
 - ア 境界確定がなされていること。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける施

- 設が近隣に存在しないこと。
- ウ 宅地建物取引業者に当該土地の代理・媒介を依頼している場合、当該業者の了解を得ていること。
 - エ 当該土地に関する関係権利者の了解が得られていること。
 - オ 敷地面積（利用者の駐車場を含む。）が概ね2,000㎡以上の広さであること。
 - カ 工業専用地域や工業地域でないこと。
 - キ 保育所等の整備に当たり、近隣住民の了解を得られる見込みがあること。なお、設置運営法人の決定後には、工事内容等について町内会、近隣住民等に対し、法人自らが十分な説明を行い、要望等について誠実に対応することとしています。
 - ク 周囲の環境が児童の育成上ふさわしくないなど、当該土地の情報を取り扱うことが不相当と認められないこと。
 - ケ 土地を賃貸する場合は、法人と30年以上の賃貸借契約を結ぶこと。また、定期借地契約又は普通借地契約を結ぶこと。転貸借による場合は、応募時に市の指定に従い関係者の合意を交わす文書を提出するなどの条件を満たすこと。
 - コ 前面道路の有効幅員（承認工事により拡張できる場合は、当該工事後の有効幅員）が5m（区域面積3,000㎡未満の場合）もしくは、6m（区域面積3,000㎡以上の場合）以上であり、この幅員が当該幅員以上の道路と交差する箇所まで続いていること。
 - サ 農地においては、農地転用（農振除外を含む。）許可をされる見込みがあるか市農務課に確認済みであること。
 - シ その他、市長が不相当と認める土地でないこと。

4 登録申請等

- (1) 申請期間、情報開示日及び募集地区別に定めるとおりとする。
- (2) 提出書類
 - ア 安城市認可保育所等民有地マッチング事業 登録申請書（様式1）
 - イ 同意書（土地所有者が、宅地建物取引業者に当該土地に係る代理又は媒介を依頼しており、当該土地所有者自身が申請を行う場合）（別紙1）
 - ウ 土地登記全部事項証明書の写し
- (3) 提出場所
安城市役所（本庁舎1階）子育て健康部保育課保育経営係

5 登録申請における注意事項

- (1) 希望価格の欄は、市が情報提供をする際、価格の公表を希望する場合に記入してください。公表を希望しない場合や相手方との交渉による等の場合は、記入していただく必要はありません。
- (2) 照会先の欄は、閲覧者からの相談・問合せ先を申込者以外の代理人とする場合のみ記入してください（代理人は、代理・媒介を依頼されている宅地建物取引業者に限ります。）。
- (3) 特記事項の欄は、市が情報提供をするに当たって特に留意する事項がある場合に記入してください。
- (4) 提出していただいた書類は、返却しません。

6 その他

- (1) 提供していただいた土地の情報に誤りがあった場合について、市は一切の責任を負いません。
- (2) 土地の確認、交渉及び契約において生じたトラブルについて、市は一切の責任を負いません。
- (3) 提供していただいた情報の土地を使用した場合においても、必ずしも公募における決定法人になるとは限りません。
- (4) 閲覧者からの提供情報に関する問合せは、情報を提供していただいた土地所有者又は土地所有者から代理・媒介の依頼を受けた宅地建物取引業者で対応していただきます。
- (5) 提供していただいた情報に変更が生じた場合には、速やかに安城市認可保育所等民有地マッチング事業 登録内容変更・抹消届出書（様式2）を提出してください。
- (6) 提供していただいた土地情報の地域（町名）及び箇所数については、安城市公式ウェブサイトに掲載します。詳細については、安城市役所内保育課にて閲覧してください。
- (7) 市の保育所等の設置計画の見直しや、届出のない掲載内容の変更等があった場合、職権により掲載内容の一部又は全部を変更又は取り消す場合があります。
- (8) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めることとします。

7 問合せ先

安城市役所（本庁舎1階）

子育て健康部保育課保育経営係

〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話0566(71)2228